

ぼうさい

2021 No.100

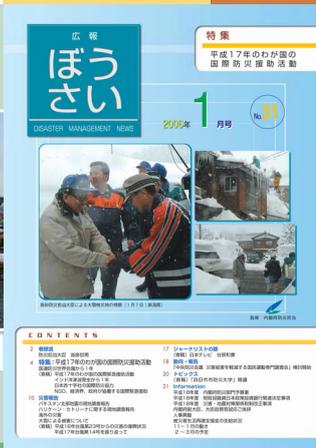
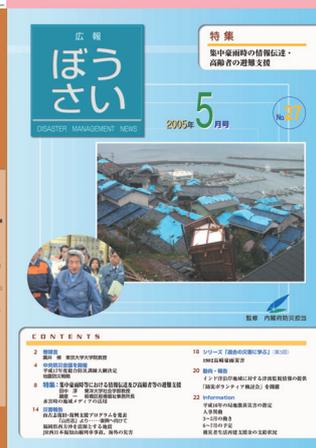
広報誌「ぼうさい」100号記念巻頭特集 「ぼうさい」のあゆみ

防災情報の共有と対策

特集

防災に関する自治体の取り組み

広報誌「ぼうさい」は、おかげさまで第100号を迎えました。



「ぼうさい」のあゆみ

防災情報の共有と対策

国や自治体等の防災関係者、さらには広く国民の皆様によって愛読され、今後の防災行政の推進に大きく寄与することを目的に、「ぼうさい」は創刊されました。創刊は2001年1月。今年で20年が経ちます。

創刊当時は中央省庁の再編が進められていた時期であり、それまでの国土庁防災局が内閣府に移り、より明確な形で防災に関する施策の総合的な企画・調整にあたることとなりました。日本には地球上の活火山の7%が存在し、毎年地球上で起きる地震の10%が日本周辺で起きているとされています。また、梅雨時の集中豪雨、台風の暴風雨などにより、洪水や土砂崩れの災害が毎年各地で発生しています。このことは「ぼうさい」

創刊当時から今まで変わることなく、現在でも日本は、多くの災害が発生し、そのたびに多くの被害を受けています。

災害が起きることを防ぐことはできませんが、事前の対策や発災時の対応により、被害をできるだけ小さくすることは可能であり、重要です。また、災害が発生した後の復旧・復興も重要な課題であることは、多くの人が実感していることだと思います。「ぼうさい」は小さな広報誌ではありますが、防災に関係する多くの情報を発信する場となりました。

2011年の東日本大震災をはじめ2016年の熊本地震や令和元年東日本台風など、ここ10年においても、日本は多くの災害によって甚大な被害を経験し

てきました。今後もこのような災害が起こる可能性は否定できず、寧ろ災害は起こるものと考えする必要があります。事前に対策を行い、また適切な復興を実現できるよう準備を進めることは重要です。「ぼうさい」は、これらの対策や準備をより効果的に行うためにも、今後も皆様に有用な防災の情報をお届けし続けたいと思っています。

ぼうさい

令和3年
冬号 2021 No.100



CONTENTS

01 広報誌「ぼうさい」100号記念巻頭特集

「ぼうさい」のあゆみ
防災情報の共有と対策

03 特集

防災に関する自治体の取り組み

- ・ 現代の防災について知ろう 03
- ・ 住んでいる地域について知ろう 04
- ・ 自助・共助・公助が連携した
タイムラインに基づく実践的な桜島避難訓練 05
- ・ 災害の発生を学び、地域を知り、実践できる
子供たちを育てる。茨城県常総市における防災教育の今 07
- ・ 「おんせん県」だけじゃない! 「ぼうさい県」を目指して!
～おいた防災VR、訓練押しかけ支援隊～ 08
- ・ 地域の個性を生かし、
すべての人に防災情報を届ける 09
- ・ 「東日本大震災から10年、これからの10年」
～地域住民と地元企業によるコミュニティ防災の取組～ 10
- ・ SNSを使ったオンライン上の交流拠点
～しが防災ベース～ 11
- ・ コロナ禍だからこそ「地区防災計画」 12
- ・ 「防災ラジオ送信局の2市共同利用について」 12

13 防災の動き

- ・ 被災者生活再建支援法の改正について 13
- ・ 「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の取組み 15
- ・ デジタルを活用した効果的な防災の実現を目指して 16
- ・ 「防災推進国民大会2020」の開催報告
顕発化する大規模災害に備える
～「みんなで減災」助け合いをひろげんさい～ 17
- ・ 津波防災の日スペシャルイベント 19
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための
5か年加速化対策」の取組 21
- ・ あなたのまちは安全ですか? 防災移転を促進します! 23
- ・ 災害時も「困ったら一人で悩まず行政相談」 25
- ・ 災害時における通信の確保について 27

29 防災リーダーと地域の輪 第44回

- ・ 倉敷市真備町で
～コミュニティの再建と災害に強いまちづくりを目指す～
「川辺復興プロジェクトあるく」の活動



防災に関する自治体の取り組み

Initiatives of municipality relating to disaster prevention

防災に関する取り組み

私たちは、山や海、川などの自然豊かな日本に住んでおり、これらの自然からたくさんの「恵み」を享受して日常を過ごしています。このことに感謝しつつ、しかし、これらの自然は時として、地震や津波、豪雨、洪水、土砂災害などの「災い」をもたらすことを理解しておかなければなりません。例えば、2016年から2020年の5年間では、熊本地震、九州北部豪雨、大阪府北部地震、平成30年豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨などの非常に大きな災害を立て続けに経験しました。

一方で、これらの災害は全国のどの地域でも同じように発生するわけではありません。山の近くでは土砂災害が、海の近くでは津波や高潮が、川の近くでは洪水が発生する可能性が考えられます。これらの災害リスクと共に、地域によって万が一の時にどこに避難すればよいのか、どのように行動をするべきなのかも異なります。災害の発生が実際に迫った時に、実際に災害が発生した時に、自らの命を守るため、家族や周りの人たちの命を助けるために、お住まいの地域の災害リスクを理解し、普段から地域の防災の取組に参加することが大変重要です。

記念すべき100号を迎える「ぼうさい」では、今までに経験した数多くの災害に学び、地球温暖化や少子高齢化、デジタル化などの環境や社会の変化と向き合いながら、地域の防災力を高めるために自治体を実施する取組についてご紹介します。

現代の防災について知ろう

現在実施されている訓練の中には、より臨場感があり、またより実践的に行われているものがあります。例えば本冊子で紹介する大分県の事例では、最新のテクノロジーであるVRを用いた防災訓練を行っているほか、茨城県常総市の事例では、国や大学等の協力を受けながら、市内の公立小中学校で一斉に防災訓練を行っています。また、地域住民や企業等がより積極的に取り組む防災活動も、盛んに進められています。具体的には、大阪府八尾市における地区防災計画作成の取り組みや、和歌山県海南市における地元企業も参加した防災活動の取り組みなどがあります。

近年では、テレビやラジオなどに加えて、スマートフォンアプリやSNSなど様々な手法を用いて、災害発生時の情報を確実に伝達する取り組みが進められ

ているほか、防災に関する情報を気軽に共有できる事例も増えています。また、自治体の垣根を越えて、既存の送信設備を共同利用する取り組みも始まっています。



住んでいる地域について知ろう

皆さんがお住まいの自治体や地域においても、地域の特性などに合わせた防災活動が行われていると思います。具体的にどのような取組が行われているかを、この機会に確認し、実際にツールを使用したり、活動に参加してみましょう。各自治体のホームページ上に、防災に関する情報が公開されているほか、自治体や町内会などから発行される広報誌（いわゆる「市政だより」や「回覧板」など）にも、防災に関する取り組みや、訓練に関する情報などが掲載されていることがあります。最近では、Twitter や Facebook、LINE といった SNS を用いて情報発信を行う事例も増えています。

また、国土交通省が管理する「防災ポータル」からは、地方整備局・地方運輸局・都道府県等による地域の情報を見ることができるとともに、被害想定や身

の守り方といった、日頃から知っておくべき情報や、被害状況や気象状況といった、災害時に確認すべき情報を検索することができます。



特集コンテンツ

防災訓練・地区防災計画

P.5
自助・共助・公助が連携した
タイムラインに基づく実践的な
桜島避難訓練

桜島の噴火に備え、鹿児島県ではこれまで 50 回の防災訓練を行ってきました。令和 2 年度に行われた訓練では「タイムライン」に基づいた訓練を実施しています。

P.7
災害の発生を学び、
地域を知り、
実践できる子供たちを育てる。
茨城県常総市における防災教育の今

茨城県常総市では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の教訓を活かした防災を実現すべく、国や研究機関・大学の協力を受けながら、市内の小中学校で一斉に避難訓練を実施しています。

P.8
「おんせん県」だけじゃない！
「ぼうさい県」を目指して！
～おおい防災VR、訓練押しかけ支援隊～

大分県では県民の防災意識の醸成等を目的として、最新技術である VR 技術を活用して災害を疑似体験できる動画を制作しています。加えて、過疎や高齢化等により防災訓練の実施が難しくなった自治体に対して、訓練の計画段階からの支援も実施しています。

P.10
東日本大震災から10年、これからの10年
～地域住民と地元企業によるコミュニティ防災の取組～

和歌山県海南市では、南海トラフ地震への備えとして、地域住民と地元企業等による「自治会自主防災会・臨海企業連絡会」を設立し、様々なシチュエーションに対応する防災訓練に取り組んでいます。



P.12
コロナ禍だからこそ「地区防災計画」

大阪府八尾市では「地区防災計画」の策定に当たり、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営の検討や、分散避難の体制づくりを支援するなど、コロナ禍に負けない防災への取り組みを進めています。

情報伝達

P.11
SNS を使ったオンライン上の交流拠点
～しが防災ベース～

滋賀県では個人・企業・団体向けに防災を軸とした情報交換・交流のできる Facebook グループ「しが防災ベース」の運用を行っています。同プラットフォームでは防災情報の発信に加えてアーカイブとしての活用もでき、多くの人に利用されています。



P.12
防災ラジオ送信局の
2市共同利用について

茨城県坂東市と常総市では、全国で初めて「防災ラジオ送信局の 2 市共同利用」を実施予定です。設備にかかる費用を 2 市で負担することで、低コストでのシステム運用が可能となります。

P.9
地域の個性を生かし、
すべての人に防災情報を届ける

岡山県里庄町では、町内で高い加入率を誇る CATV 網を災害情報の伝達手段として活用するなど、地域の特性に適した防災活動に取り組んでいます。加えてスマートフォンアプリを活用した試験配信も行われています。



自助・共助・公助が連携した タイムラインに基づく実践的な桜島避難訓練

鹿児島県鹿児島市危機管理課
桜島火山対策係

桜島は、鹿児島市街地から鹿児島湾を挟んだ約 4km の対岸に位置し、周囲約 52km、面積約 88km²、人口約 3,600 人で有史以来大きな噴火をたびたび繰り返している火山です。

20 世紀以降も 1914 年（大正 3 年）と 1946 年（昭和 21 年）の 2 回、溶岩の流出を伴う大きな噴火を起こしており、現在は噴火警戒レベル 3 で、今もなお活発な活動を続けています（令和 2 年は 221 回の爆発的噴火を記録）。

桜島は、もとは海に囲まれた島でしたが、大正 3 年 1 月 12 日の大正噴火に伴う溶岩の流出により、現在は大隅半島と陸続きとなっています。

その大正噴火から 100 年以上が経過し、桜島のマグマの供給源とされる始良カルデラ下のマグマの蓄積量は、2020 年代には大正噴火が起こる前のレベルまで戻ると推定されており、鹿児島市では今後予想される大規模噴火に備えて様々な対策を講じています。

桜島においては、昭和 46 年 1 月から桜島火山爆発総合防災訓練を毎年行っていますが、51 回目となる今年度は、「自助・共助・公助が連携したタイムラインに基づく実践的な桜島避難訓練」をコンセプトに掲げ、実施することとしました。

具体的には、タイムラインに基づき、地域においては町内会、民生委員、消防団等が連携した住民主体の避難訓練を、高齢者福祉施設等の避難促進施設においては、当該施設、施設所管課、協定締結施設等が連携した避難訓練を行うというものです。

まず地域に対しては、訓練の中心的役割を果たすタイムラインの作成について、鹿児島市において、時間（縦軸）と関係者（横軸）の行動内容を検討したうえで、その素案となる資料を作成し、町内会長を主体とした住民説明会で、訓練の概要とともに説明を行いました。

説明会の中で、住民から「特に要支援者への情報伝達については、要支援者の状態や必要な支援を民生委員が把握しているので、民生委員もタイムラインの作成に加えてほしい」との意見が出されたことから、島内全 27 名の民生委員に対しても説明会を実施したうえで、島内 5 つの校区コミュニティ協議会ごとに集まって作成しました。

タイムラインの作成には、校区コミュニティ協議会長、町内会長、消防団員、民生委員が参加し、町内会ごとに要支援者の避難支援に関する流れと役割分担がわかるように整理しました。

その結果、地域においては、噴火警戒レベルが 3 から 4 へ引上げられる旨の連絡を災対本部から受けた町内会長は、住民へその内容を周知するとともに、民生委員へ要支援者の避難支援に係る連絡を行うことや、町内会長・民生委員・消防団の三者が、要支援者への支援内容等について確認を行う「三者調整会議」を町内会ごとに行うこと、さらに、住民は避難の際に町内会長へ「避難用家族カード」を提出し、町内会長は同カードと「住民一覧表」を突合して避難状況を確認し、現地災対本部に連絡する、という流れをタイムラインにまとめました。

また、避難促進施設についても、今回参加する病院や高齢者福祉施設など 4 施設に対し、本市職員が助言等を行



三者調整会議の様子



鹿児島海上保安部による患者搬送支援

桜島大規模噴火時の避難行動に関する町内会のタイムライン（避難準備・高齢者等避難開始段階）

時間	状況	災害対本部 (現地災害本部)	消防・消防団	町内会 (自主防災組織)	民生委員	要支援者	住民
8:30 現在	[噴火警戒レベル4(3km)]						
8:30	・急激な地殻変動あり ・M2クラスの地震が10回発生 ・気象台は、09:30に噴火警戒レベル4(全島)に上げると事前通知	・09:30の噴火警戒レベル4(全島)への引上げに伴い同時に全島へ避難準備・高齢者等避難開始を発令する予定 ・現地災害対本部は、上記内容を消防現指本部長及び各町内会長へ事前連絡	09:30に避難準備・高齢者等避難開始を発令する件 連絡				
8:40			・消防現指本部から連絡を受け、非常招集 ・巡回広報、戸別訪問準備	・現地災害対本部から連絡を受け、住民へ周知するとともに、民生委員へ要支援者の避難支援を要請	09:30に避難準備・高齢者等避難開始を発令する件 連絡		・町内会長からの連絡を受け、高齢者等はマイカー等避難の準備 ・非常持ち出し品等の準備
8:50			3者調整会議の開催(要支援者の避難支援)		・町内会長からの連絡を受け要支援者の支援方法を確認し要支援者及び要支援者の支援者に連絡	①09:30に避難準備・高齢者等避難開始を発令する件 ②要支援者の避難支援に関する件 連絡	
9:00			※要支援者の避難支援ができない場合、報告 ①要支援者の避難支援について連絡とれない。 ②避難支援する人員がない。	報告			・民生委員からの連絡を受け、要支援者の支援準備 ・非常持ち出し品等の準備
9:00 ~ 9:30	高齢者等の島外避難準備					要支援者の島外避難準備	高齢者等は島外避難準備 島外への自主避難準備
9:30	・気象台は、09:30に噴火警戒レベル4(全島)の引上げを発表	・全島へ避難準備・高齢者等避難開始を発令 ・防災行政無線放送の実施 ・現地災害対本部は、高齢者等の避難状況の逐次確認(町内会長及び消防現指本部からの情報含む)	・防災行政無線放送受 ・巡回広報、要支援者宅の戸別訪問開始 ・戸別訪問により住民の避難状況を確認し、住民一覧表へチェックして現地指本部へ適宜報告 ・避難状況について町内会長と相互確認	・防災行政無線放送受 ・避難者の避難用家族カードを受け取り、要支援者の避難状況は民生委員を通じて確認し住民一覧表と安全 ・高齢者等の避難状況を消防団と相互確認し、現地災害対策本部へ報告	・防災行政無線放送受 ・要支援者の避難状況を確認し、町内会長へ報告	・防災行政無線放送受 ・支援者の支援を受け避難 ・非常持ち出し品携行	・防災行政無線放送受 ・マイカー等による高齢者避難自主避難開始 ・避難者は避難用家族カードを町内会長へ提出 ・要支援者の支援者は、要支援者を同乗させ避難 ・要支援者の避難開始を民生委員へ報告
		避難状況の報告(現地指本部へ) 高齢者等避難状況の報告(住民一覧表、家族カード)	避難状況の相互確認(住民一覧表)	要支援者避難の報告 要支援者避難の報告	要支援者避難の報告 要支援者避難の報告	要支援者避難の報告 要支援者避難の報告	要支援者避難の報告 要支援者避難の報告
		3者調整会議の開催(要支援者の避難状況)					

※今回のタイムラインでは、噴火警戒レベルが段階的に引き上げられた場合を想定しているが、実際には噴火警戒レベルが一気に引き上げられる可能性もあることに留意する必要がある。

いながら、利用者の避難先として受入れの協定を結んでいる施設との連絡等を組み込んだタイムラインをまとめました。

このような準備を重ね、令和2年11月14日に訓練を実施したところです。

当日は、住民や避難促進施設が自ら作成したタイムラインに沿って、町内会ごと、あるいは施設ごとに訓練を実施しましたが、大きなトラブル等もなくスムーズに訓練を終えることができました。

訓練後に実施した住民や避難促進施設との振り返りの意見交換会等では、住民から「タイムラインの活用により、町内会長・民生委員・消防団の役割分担が明確になり、スムーズな避難行動がとれた」、「タイムラインにより、予め時間の流れと行動内容が示され、分かりやすい訓練となった」といった意見や、避難促進施設から「タイムラインに沿って、行政や各関係機関との連絡・連携を実践したことによ

り、今後の課題等も確認でき、避難に係る意識が向上した」という意見が出され、タイムラインの活用を評価する声を多くいただいたところです。

また、今回実施した施設以外の避難促進施設においても、タイムラインを活用した訓練に参加したいとの声が上がっており、次年度以降の訓練においても、引き続きタイムラインを用い、地域の方々と一緒に、より精度を高めていきたいと考えています。

本市では、大規模噴火でも「犠牲者ゼロ」を目指して、今後も避難訓練の実施等を通じて、避難計画の実効性をさらに高め、行政・住民・防災関係機関が一体となって、来るべき大規模噴火に備えてまいりたいと考えています。本市の取組が他の火山地域の自治体の取組の一助になれば幸いです。

鹿児島市火山防災トップシティ構想(平成31年3月策定)

鹿児島市の火山防災に係る取組が、長年の経験や実績に裏打ちされた実効性のある対策となっていることを踏まえ、「大規模噴火でも『犠牲者ゼロ』を目指す防災対策」、「次世代に『つなぐ』火山防災教育」、「『鹿児島モデル』による世界貢献」の3つの柱を設定する火山防災トップシティ構想を策定し、火山防災のモデルとして国内外に発信し、火山地域の防災力向上への貢献に取り組んでいます。

【お問い合わせ】 鹿児島市危機管理課
電話：099-216-1513 E-mail：kiki-kazan@city.kagoshima.lg.jp

鹿児島市 桜島火山対策

検索





災害の発生を学び、地域を知り、実践できる 子供たちを育てる。茨城県常総市における防災教育の今

茨城県常総市役所
危機管理課

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における鬼怒川の決壊により、常総市では市域の 3 分の 1 が浸水する甚大な被害を受けました。この災害の教訓を後世に伝え、市全体の防災力の向上を考える上で、まずは子供たちに「災害を知ること・地域を知ること・災害が起こりそうなきや起こったときにどうすべきか」を学び、自ら行動できる人材を育てることが極めて重要であると考えました。そこで、平成 28 年 9 月 1 日に市の校長会が中心となり、小中学校一斉防災学習を実施することになりました。市内には、公立の小中学校が 19 校ありクロスロードゲームや避難所開設運営を疑似体験する学校もあれば、幼稚園や保育所などと連携し避難所等への避難訓練を実施する学校もあるなど、各校が特色を活かしながら学習を実施しています。

なかでも、洪水への備えと自らの行動を考える「マイ・タイムライン」の作成については、鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の具体的な施策のひとつとして、全国に先駆けて取り組みを開始しました。詳しくは、「みんなでタイムラインプロジェクト 平成 29 年度常総市小中学校一斉学校防災学習におけるマイ・タイムライン作成の記録」をご覧くださいと思いますが、今日までに延べ 1 万人を超える児童生徒がマイ・タイムラインづくりを行ってきました。

小学生には、この一斉防災学習をとおして、家族や地域と共に、災害について話し合い、防災に関する基礎知識を学んでもらうきっかけになればと考えております。中学生にあつては、地域の災害に関する危険性を理解し、さまざまな地域資源を活用することで、地域防災の担い手になってもらうことを期待しています。

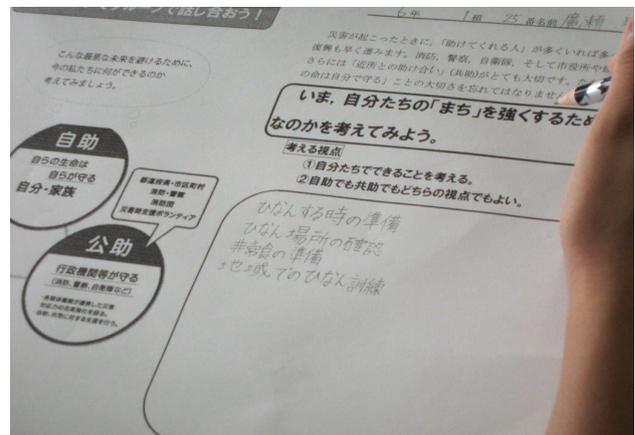
水害から 5 年が経過した現在は、コロナ禍における避難のあり方について考える機会にもなっています。具体的には、避難所以外への分散避難の必要性や各家庭でできる備蓄品の追加品目について意見を出し合うことや、実際の避難所の設営について NPO の方々に協力してもらい実演なども行っています。

学習をはじめた当初は国土交通省や茨城県、さらには茨城大学や筑波大学の学生が中心となって支援を行っていましたが、次第に学校教員をはじめ、消防団や防災士など地域の方々为主体となって、学習を実施できる体制に変わりつつあります。これによって、普段から地域の方々との交流の場にもなるなど「顔の見える関係」を築く一因になっています。

この取り組みが、学校教育を通して防災意識の高揚や、人材育成となる防災教育の一助になれば幸いです。



ワークショップの様子



ワークシートの例

「おんせん県」だけじゃない! 「ぼうさい県」を目指して! ～おおいた防災VR、訓練押しかけ支援隊～

大分県生活環境部
防災局防災対策企画課

九州北東部に位置する大分県は、温泉の源泉数・湧出量ともに日本一を誇る「おんせん県」です。

一方で、平成28年熊本地震や平成29年九州北部豪雨、昨年の令和2年7月豪雨など人的被害を伴う大規模災害が多い県といった一面もあります。

本県では、これらの大規模災害それぞれの事象における課題等を踏まえつつ、「災害に強い人づくり・地域づくり」を施策として掲げ、防災教育の充実や地域防災力の強化に取り組んでいます。

おおいた防災VR

過去に被災経験のある方は、ない方よりも防災意識が高いという調査結果に基づき、VR技術を活用して災害を疑似体験できる動画「おおいた防災VR」を令和元年度から制作しています。既に完成・運用している、【地震編】、【津波編】、【土砂災害編】の3コンテンツに加え、【洪水・浸水害編】、【台風編】についても、出水期前の運用を目指して制作中です。

制作した動画は、学校や地域等へ視聴専用ゴーグルを貸し出すとともに、コロナ禍の現状に鑑みて、人を集めず個人で視聴できるような動画共有サイト「YouTube」で公開しています。



※津波編の1シーン

おおいた防災 VR <https://www.pref.oita.jp/site/bosaitaisaku/oitabousaivr.html>

大分県 HP
(おおいた防災 VR)



地震編
(YouTube)



津波編
(YouTube)



土砂災害編
(YouTube)



訓練押しかけ支援隊

地域防災力を強化するためには、住民が主体となった防災訓練が欠かせません。

しかし、過疎の進む本県では、マンパワー不足や高齢化等の理由から、これを実施するのが難しい地域が多くあります。

このような地域に対して、訓練の計画段階から実践までを直接支援する、「訓練押しかけ支援隊（メンバー：NPO、市町村、県）」を平成30年度から派遣しています。派遣先の地域では、防災士や自治会長、民生委員等を中心に、学習会（地域の課題や具体的な訓練計画の意見交換）を3回行い、訓練当日はこのメンバーを中心に、避難訓練や避難所運営訓練、炊き出し訓練等を行います。これまで4市町に派遣し、その翌年度からは、各地域で住民主体の防災訓練が継続されています。



※避難訓練後、簡易担架づくりの講義を行う消防団

今後の取り組み

本県では他にも、「自助・共助の強化」を支援するため、「大分県版マイタイムライン」の普及や防災アドバイザーの派遣、防災士の養成・育成等に取り組んでいます。

今後は、SNSを活用した防災情報の発信など時代の変化に即した防災対策や、地域の防災士会等との協働による訓練支援など地域に根ざした地域防災力の強化に取り組み、「災害に強い人づくり・地域づくり」の更なる促進を図ります。



地域の個性を生かし、すべての人に防災情報を届ける

岡山県里庄町総務課

里庄町は、岡山県の南西部に位置しており、「晴れの国おかやま」と呼ばれるとおり瀬戸内の温暖な気候で、これまでは災害の少ない地域という認識でした。

この認識が大きく変わったのは、平成 30 年 7 月豪雨災害でした。この災害で里庄町は、住家被害などこれまでに経験したことのない甚大な被害を受けました。

災害対応に不慣れな職員による対処療法的な対応は、避難情報の発令から住民への周知が完了するまでに数時間後

を要するなど後手になることばかりでした。当然、多くの方から避難情報が届かなかったなどの御意見をいただきました。

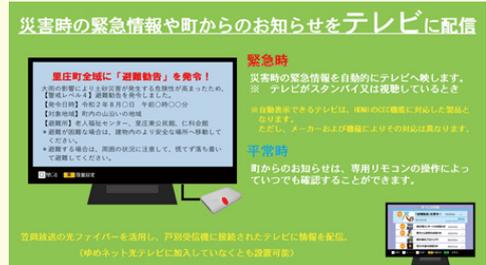
そこで、当町は避難情報の伝達手段を一から見直しました。その結果、地域のインフラを最大限に活用した里庄町らしい情報伝達手段の確立、情報配信の多重化そしてワンオペレーションの実現を掲げ、最終的に次のような仕組みづくりを決定しました。

1 CATV 網を活用した戸別受信機とテレビを連携した情報伝達

町内で高い加入率となっている CATV 網の活用は、町民も慣れ親しんでいることから受け入れられやすいと考え、戸別受信機への情報配信は CATV 網を活用することに決定しました。この戸別受信機は、町内在住の全世帯を対象に希望する世帯に無料で設置します。緊急時には役場からの情報を受信すると自動的にテレビの画面を緊急情報に切り替え、音声と映像で伝えることが可能です。



町内の希望する世帯に設置した戸別受信機



2 スマートフォンアプリによる情報配信

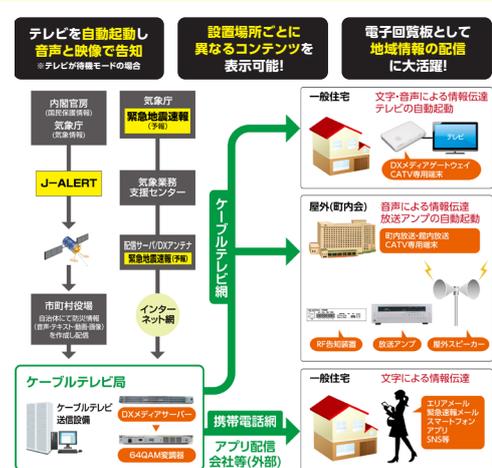
CATV 網を活用した情報配信だけではなく、無線による情報伝達の確保を目的に普及率が高まっているスマートフォンやタブレットに対応した、防災アプリの導入を決めました。

3 地域の文化となっている分館放送への一斉送信

当町では、各地区を分館と呼び、その分館ごとに放送設備を持っています。この分館放送で放送をするためには地域の代表者（分館長）が公会堂へ行き、放送する必要性がありました。これを屋外拡声機として利用し、役場からの一斉放送の実現と分館長が所有するスマートフォンから文章を入力して送信することで、自動的に音声が出る仕組みづくりを行っています。

これらの情報伝達の仕組みは、現在も工事をしておりませんが、戸別受信機やスマートフォンアプリへの試験配信を令和 2 年 12 月から始めました。

防災は、どれだけ多機能で高額なシステムであっても、普段から職員と町民が慣れ親しんだものでなければいざというときに使えない。これは、平成 30 年 7 月豪雨で学んだ私たちの教訓です。私たちは、そのことをいつまでも忘れることなく確実に情報を届けることにより、町民の皆さんの生活に安心と利便性を高められるよう地域イノベーションを起こしていきたいと考えています。



和歌山県海南市は、平成 26 年に発表された和歌山県地震被害想定調査によると、南海トラフ巨大地震発生時には約 8m の津波が来襲し、工場や商業施設が集積し人口が集中する沿岸部一帯が浸水するとともに、最大震度 7 の揺れにより市内の建物は約 39% が全壊すると予測されています。

今回は、東日本大震災から約 10 年が経過する中、今後発生が予測される南海トラフ地震に備え、これまでの活動を振り返るとともに、10 年先を見据え、地域住民と地元企業が一体となり熱心に活動している本市のコミュニティ防災の取組を紹介します。

東日本大震災を教訓に、南海トラフ地震に備え、国史跡である藤白神社に避難を想定している自治会自主防災会 3 団体と地元企業（ENEOS 和歌山石油精製株式会社）が、津波避難場所における情報収集・伝達活動、救急・救助活動等の強化を図り、命を守ることを目的として「自治会自主防災会・臨海企業連絡会」を平成 24 年に設立しました。

同避難場所には、地域住民と地元企業が共同で防災倉庫を設置し、避難者の命を守るために必要な資機材や物資を備蓄するとともに、毎月、発電機等の資器材の点検や動作確認を継続して実施しています。

また、年 1 回、本市全域で実施する海南市防災訓練に併せ、津波避難訓練を行うとともに、夜間時は視界が悪く、様々なリスクが高まることを鑑み、平成 30 年度から毎年独自に夜間津波避難訓練を実施し、

夜間時の避難経路や津波避難場所の確認及び課題の検証を行っています。

今年度は、内閣府、和歌山県、海南市が共同主催で「令和 2 年度海南市地震・津波防災訓練」を実施する中、防災アドバイザーである京都大学防災研究所の牧紀男教授の指導の下、発災直後から 24 時間後を想定した津波避難場所における避難対応について検討するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応や、津波避難場所における要配慮者及び体調不良者の避難や一時滞在についてもワークショップや現地調査等により協議を重ね、11 月 15 日には実動訓練を実施しました。

現在、本市の高齢化率は 36.5% であり、10 年後の 2030 年には約 38% まで上昇すると予測される中、同地域では、災害時にも平常時にも強い、誰ひとり取り残さない持続可能な地域を目指し、地域住民と地元企業が連携し、行政や学識者とともに、10 年先を見据えた「地区防災計画」の策定に取り組んでいます。



ワークショップの様子



夜間訓練の様子



SNS を使ったオンライン上の交流拠点 ～しが防災ベース～

滋賀県知事公室
防災危機管理局

Facebook グループ「しが防災ベース」とは？ “Base (ベース)：拠点、基地、知識などの基礎”

滋賀県では、防災について誰でも情報交換や交流ができる Facebook グループを今年度から立ち上げました。その名も「しが防災ベース」。

これまで行政が情報発信ツールとして SNS を活用する例は多々ありましたが、滋賀県では Facebook グループ「しが防災ベース」を通じて、オンライン上で防災をテーマにした情報交換・交流を行う場を提供しています。

「しが防災ベース」には、どなたでも参加が可能です。例えば、「しが」と冠が付いていますが、滋賀県外の方々も幅広く利用してもらえます。また、Facebook 個人アカウントでの参加だけでなく、企業や団体の Facebook ページからの投稿も歓迎しています。



しが防災ベース立ち上げの経緯

滋賀県では、県民が防災を軸に情報交換や交流ができ、防災に関する情報が集積する場を提供するため、手軽に地域間を越えた交流ができる SNS を活用してオンライン上に情報交換プラットフォームを構築することとしました。事業の企画段階では、災害情報の学識者や、防災士、NPO 団体、メディア機関、プラットフォーム、大学生といった方々との意見交換会を設置して、「しが防災ベース」の基本スタンスや活性化戦略について、多角的な視点から議論しました。そして、SNS の中でも、PDF など電子ファイルが掲載できたり、グループ機能やライブ配信機能が利用できるなど、多数の方の交流や情報交換のプラットフォームとしての機能が充実している Facebook を活用することとしました。

Facebook グループをコミュニティとして育成

Facebook では、簡単に誰でも情報の受け手にも発信者にもなることができます。滋賀県としてグループ参加者をはじめ様々な方から意見をもらいながら運営し、投稿や交流を促進しつつ、「しが防災ベース」がコミュニティとして育っていくことを願っています。

しが防災ベースでの投稿内容

グループの参加者は、防災関連のイベント情報や、企業・団体の取組事例、家庭や地域での生活防災アイデアなど、多岐にわたる投稿をしています。例えば、防災士会で作成した啓発資料を紹介したり、自分で考えた防災川柳を投稿したり、そのほか、自作の防災マガジンを定期的に投稿している大学生の方もいます。

また、このように工夫を凝らした投稿だけでなく、災害や防災について疑問に思っていることや、防災に取り組む際に困っていることに関して、単に質問や相談事を投稿することもあります。

グループを盛り上げるため、滋賀県としても投稿をしています。これまでは、身近な防災アイデアの募集企画や、研修映像のライブ配信、検証動画「県職員が段ボールベッド組み立ててみた」の配信、「今日は過去にどんな災害が起きた日?」の定期投稿など、閲覧した方の心のフックに引っ掛かるような投稿となるよう意識しています。

「しが防災ベース」では、過去の投稿がアーカイブ化されており見返すことができるので、防災を専門にされている方や、これから防災に取り組んでみようと考えている方にも、ぜひ一度ご覧いただき、気軽に投稿をお願いしたいと考えています。

「しが防災ベース」はこちらから
(Facebook ヘルリンク)



八尾市では、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から令和2年度より東部山麓地区をモデルとして、「安否確認」「避難経路図」「避難所運営マニュアル」を3本柱とした、地区住民が主となって策定する「地区防災計画」の策定支援をスタートしました。

計画の作成は、小学校区を単位として作成し、作成メンバーは「校区まちづくり協議会」を主体とし、消防団、自治振興委員、民生委員など男性女性を問わず、地区のさまざまな組織より選出・構成されており、そこに危機管理課、福祉部局、出張所、大阪府（八尾土木事務所）、避難所となる学校関係者などが策定をサポートしています。

令和2年度当初、作成メンバーおよび会議日程も決まりスタートしようとした矢先、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出され活動が一時ストップしました。

宣言が解除されてから、三密を避け感染症対策を行い、遅れを取り戻すべく多い時では月に4回程度、防災活動を再出発しました。

地区では、防災基本理念を「住民の命と生活を守る」に定め、「地区に根差した災害に強いまちづくり」、「災害弱者（＝要配慮者）に手厚い地区の防災」、「自助力の高い地区」をコンセプトとして、日常生活から防災意識の啓蒙（学び）と避難所の開設・運営など災害時の対応力も含め、住民が一体となり地域全体で防災力を高めていくことを確認しました。

また、新型コロナウイルス感染症により、これまでの避難所運営マニュアル等はそのまま参考にすることはできず、受付での体

調チェック、動線管理や専用スペースの確保など新たに検討しなければなりません。

その中でも特に地区住民が危惧されていたことは、ソーシャルディスタンスによる避難所（体育館）の収容人数の減少でした。

そこで、地区では収容人数の減少にともない分散避難を推奨し、避難者数の把握のため福祉部局が作成を進める「個別避難計画」を活用して、防災委員が地区の各団体と協力し、要支援者宅を訪問し、分散避難を推奨しながら聞き取り調査を実施して、避難者数を把握し、あわせて支援体制の確認をおこないました。

今後の課題として、地区のタイムライン、地域住民による避難所の開設や計画を策定していく中で見えてきた課題などもあり、更なる検討も必要になります。地区では今後、ZOOMなどを活用し三密を避けた防災会議を行う準備ははじめており、コロナ禍に負けない防災、減災への取組みと、いざ災害が起こった時の対応力など地域防災力の向上に取り組んでいます。



「防災ラジオ送信局の2市共同利用について」

坂東市では、平成28年11月より、280 MHzデジタル同報無線システム（ポケットベルの周波数帯）を使用した防災ラジオ（戸別受信機）を導入し、各家庭や事業所へ防災情報などを配信しています。280 MHzシステムの防災ラジオは、電波強度が強く、建物内への透過性が高いため、外部アンテナが不要で、受信機単体で十分に電波を受信でき、豪雨時でも屋内で確実に放送を聞くことができます。さらに、受信機本体の価格も他システムの受信機と比較して低く、導入コストを抑えることもできました（写真1参照）。

このようなメリットから、令和3年度中に、隣接する常総市でも同システムの防災ラジオを導入する予定です。その際、全国初の取組みとして、坂東市、常総市及び防災ラジオシステム運用管理を受託する東京テレメッセージ株式会社の3者が合意のもと、坂東市所有の送信設備（坂東送信局）を常総市民向けの放送にも利用する「送信局の2市共同利用」を開始することになりました。

図1の電波伝搬シミュレーションのとおり、常総市全域が坂東送信局の受信圏に入っていることで、常総市の配信設備から操作発信される常総市民向けの放送を、坂東送信局から常総市全域に送信することが可能です。その際、坂東市民向けの放送と電波干渉や混線などは発生しないことが確認されています。

この送信局の共同利用により、設備にかかる費用を2市で負担することで、双方が低コストでシステムの導入や管理運用が可能となります。この取組みは、



写真1 防災ラジオ本体

災害情報伝達システムの導入及び管理運用の予算確保に苦慮している自治体が、低コストでも確実に住民へ必要な情報提供をおこなうことができるモデルとなるのではないのでしょうか。

坂東市と常総市はこれまでも、平成27年の関東・東北豪雨で被災した際には相互に助け合う関係であり、令和元年には河川の大規模氾濫に備え、市域を越えた広域避難を実施するための協定も締結しています。近年、行政界も関係なく襲ってくる大規模災害には単独自治体では対応しがたい状況になっています。坂東市としては、引き続き、常総市をはじめとした近隣自治体のみならずと互いに支援し合える体制を整えてまいります。



図1 坂東局電波伝搬シミュレーション

被災者生活再建支援法の改正について

内閣府（防災担当）
被災者生活再建担当

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和 2 年 12 月 4 日法律第 69 号。以下「改正法」といいます。）」が令和2年 12 月に成立し、公布されました。ここでは、この改正法について紹介いたします。

1

改正法の経緯

被災者生活再建支援法は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、その生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給し、生活の再建を支援するための法律であり、平成 10 年に制定されてから、これまで累次の改正が行われてきました。

近年、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨などをはじめとする

大規模災害が相次ぎ、制度の拡充を求める声が上がる中、平成 30 年 11 月の全国知事会の提言等を踏まえて、令和元年 6 月に「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」（以下「実務者会議」という。）が設置されました。さらに、令和 2 年 7 月豪雨の発生を踏まえ、同年 7 月 22 日には、全国知事会より、これまで全国知事会が要望してきた被災者生活再建支援制度の半壊世帯までの対象拡大について、早期に結論を出し、施策に反映するとともに、

令和 2 年 7 月豪雨の被害にも適用させることを求める緊急要望が政府に対して行われました。これらを踏まえ、令和 2 年 7 月 30 日に実務者会議にて検討結果報告が取りまとめられました。

この検討結果報告を受けて、政府内の調整・検討を進めた結果、令和 2 年 11 月の臨時国会において改正法案が提出され、衆参両院の審議を経て、令和 2 年 12 月 2 日に全会一致で可決・成立、同 4 日に公布・施行されました。

2

改正法の概要

改正法では、支給対象となる被災世帯として、住宅が半壊し相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（損害割合が 30% 台の半壊世帯。以下「中規模半壊世帯」という。）を追加し、同世帯に対し、居住する住宅を建設又は購入する場合は 100 万円、補修する場合は 50 万円、貸借する場合は 25 万円を支給することとしています。

なお、令和 2 年 7 月豪雨以降に発生した災害について適用することとしています。

被災世帯の区分	損害割合（※）	基礎支援金	支援金の支給額	
			加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50% 以上	100 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			貸借	50 万円
大規模半壊	40% 台	50 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			貸借	50 万円
中規模半壊	30% 台	-	建設・購入	100 万円
			補修	50 万円
			貸借	25 万円

※住宅の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

防災の動き

3

保険・共済の加入促進

改正法は、被災者の生活再建に関する「公助」の取組を充実するものですが、自然災害からの生活再建については「自助」による取組も重要です。この点については、実務者会議の検討結果報告においても「自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を促していく必要がある」とされています。

保険・共済に加入することで、洪水、高潮、土砂崩れなどの様々な災害による住宅や家財への被害に備えることができます。代表的な保険である火災保険について言えば、火災だけでなく、風災・水災・雪災・落雷などの風水害等による損害を補償する商品があり、風水害による損害が一定額以上に達するものであれば補償の対象となっています。ただし、補償対象となる災害の種類や補償の内容は、保険会社・共済団体や商品により様々であることに注意が必要です。

保険・共済への加入を検討する際や加入内容を確認する際には、ハザードマップなどで自宅の災害リスクをしっかりと把握した上で、各保険会社・共済団体に詳細を確認し、必要な補償を確保することが重要になります。

また、自らの居住する住宅の状況等に応じて、家財なども含めた補償の内容を、例えば次のように考えておくことが大切です。

- ・持ち家の場合：建物の補償と家財の補償の双方で備える
- ・借家の場合：家財の補償のみを契約
- ・賃貸マンションの場合：管理組合などが共用部分の保険に加入しているか確認
- ・分譲マンションの場合：専有

部は持ち家という扱いとなるため、お住まいの階数なども考慮して、家財に加えて建物も補償に含めるべきかを検討・車を所有している場合：車両保険でカバー

このように、自宅の災害リスクや住宅の状況等を確認して必要な補償を確保する「自助」の取組が促進されることと、改正法による「公助」の取組とが相まって、災害が発生したとしても速やかな生活再建を可能とすることが望めます。

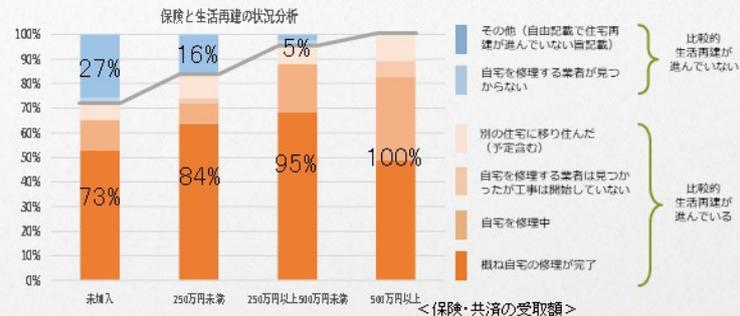
いざというときに備えて保険・共済に加入しよう

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。既に参加している方も補償対象・内容が十分か見直してみましょう。

保険・共済に加入していることで速やかな生活再建が期待できます

全国知事会等の実務者で構成された「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告（令和2年7月30日）では、「被災後の生活再建のためには、保険・共済に加入する等の「自助」の取組が重要である」とされています。

*保険・共済に加入されている方々は、生活再建の進んでいる割合が高くなっています。



令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき集計（n=250）

☆速やかな生活再建には、保険・共済に加入する等の取組が大切です。

ご加入されている保険・共済の補償内容をご確認ください

保険・共済に加入することで、災害による、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。ご自宅の災害リスクをしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。



補償される範囲は、どの保険・共済に加入するかによって異なります（詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう）

※共済については、原則、出資金を納めて組合員となることが利用の前条件となるので、個々の共済団体に確認ください。

例えば、一般的な火災保険では、地震、津波、火山の噴火は補償されませんので、それらに備えるためには、「地震保険」を付帯する必要があります。

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の取組み

国土交通省水管理・国土保全局防災課

1 はじめに

我が国では近年、平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年の霧島山噴火、7 月豪雨、台風第 21 号、北海道胆振東部地震、大阪府北部の地震、令和元年の房総半島台風、東日本台風など、毎年のように自然災害が発生しています。令和 2 年においても、7 月に九州地方を中心に日本各地で発生した集中豪雨により、河川氾濫等による浸水被害、土砂災害、多数の道路や鉄道が被災するなど、甚大な被害が発生しました。

今後も切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震、気候変動の影響による水災害の更なる頻発化・激甚化等が懸念される中、国民の安全・安心を守り、我が国の経済成長を確保するためには、防災・減災、国土強靱化等の取組を更に強化する必要があります。本稿では、令和 2 年 7 月に国土交通省においてとりまとめた「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の取組について紹介します。

2 自然災害に対する我が国の脆弱性

美しい自然を有する我が国の国土は、一方で地形・地質・気象等の特性により災害に対し脆弱で、極めて厳しい自然条件にあります。四方を海で囲まれ、国土の中央を脊梁山脈が縦貫しており、河川が急勾配であるとともに、都市部においてはゼロメートル地帯が広域にわたり存在しています。近年では、氾濫危険水位を超過した河川数が増加傾向にあり、短時間強雨の発生頻度が直近 30～40 年間で約 1.4 倍に拡大しています。さらに今世紀末には、洪水発生頻度が約 2 倍に増加する見込みです。また、日本列島には未確認のものも含め多くの活断層やプレート境界が分布しているため、全国どこでも地震が発生する可能性

があり、今後の 30 年以内の発生確率は、南海トラフ地震で 70～80%、首都直下地震約 70% と、逼迫している状況です。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえ、感染症対策を念頭に、災害対応や防災・減災対策を進めることが必要となっています。このように、気候変動の影響等により激甚化・頻発化する水災害、切迫する地震災害、火山災害など、あらゆる自然災害に対し、国民の命と暮らしを守り、持続可能な経済成長を確実なものとするためには、抜本的かつ総合的な防災・減災対策を早急に講じ、防災・減災が主流となる社会を構築することが必要不可欠です。

3 防災・減災が主流となる社会

こうした状況を踏まえ、これまでの災害を教訓とし、あらゆる自然災害に対し、国土交通省として総力を挙げて防災・減災に取り組むべく、令和 2 年 1 月、赤羽国土交通大臣を本部長とする「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、「いのちとくらしをまもる防災減災」をスローガンに、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の検討を進めてきました。当プロジェクトでは、国連防災機関（UNDRR）が 2005 年に策定したガイドラインで用いている「防災の主流化」という言葉を元に、『防災・減災が主流となる社会』を「災害から国民の命と暮らしを守るため、行政機関、民間企業、国民一人ひとりが、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会」と定義しております。対策の基本的な考え方としては、以下の 2 点を軸に、検討を進めてきました。

国民の視点に立った、わかりやすい、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の推進

河川、道路、港湾、鉄道等の分野別の取組に横串を刺し、平時から非常時、復旧・復興時に至るすべての時間軸で、国土交通省の強みである現場力を活かしながら、国・県・市、企業・住民などのあらゆる主体の連携を強化

また、これらを踏まえ、本年 7 月に 10 の主要施策をとりまとめたところです。次章ではその主要施策の一つである流域治水の取組について紹介します。また、その他の施策については国土交通省 HP 内の国土交通省防災・減災対策本部のページからご確認いただけます。

「国土交通省防災・減災対策本部」
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-gensaihonbu/index.html>

今般とりまとめた当プロジェクトの施策が、防災・減災の観点から国民目線で分野横断的に実施されているか、定期的にフォローアップを実施したり、連携や工夫により防災・減災機能が強化された事例を共有し、良い取り組みを地域・住民個々の活動まで、幅広く展開・拡大していきます。さらに、行政プロセスや経済活動、事業に様々な主体を巻き込み、防災・減災の観点を取り入れた「防災・減災 ×○○」の取組を進めていくことにより、防災・減災に関する国民意識を普段から高め、事前に社会全体が災害に備える力を向上させることを目指します。

防災の動き

4

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に水災害対策に取り組む社会を構築する必要があります。河川・下水道管理者等による堤防整備やダム建設等の治水事業に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)が協働し、流域全体で水災害対策を行う「流域治水」を推進します(図)。

また、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも令和2年度中に「流域治水プロジェクト」を策定し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速させます。



図 流域治水の施策 (イメージ)

5

おわりに

当プロジェクトをとりまとめた後、半年が経ち、その間、令和2年7月豪雨や台風10号など、全国各地で様々な災害が発生しましたが、これらの災害への対応において、当プロジェクトに基づく施策が早速効果を発揮しているところです。

引き続き、激甚化・頻発化する災害への対応力を一層高めることも必要であることから、当プロジェクトに基づく施策の着実な実施と更なる充実を図るなど、防災・減災が主流となる安全・安心な社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

デジタルを活用した効果的な防災の実現を目指して

内閣府 (防災担当) 事業継続担当
内閣府 (防災担当) 防災計画担当

近年激甚化・頻発化する台風や、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、被災者や被災自治体のニーズを踏まえつつ、災害対応業務のデジタル化を促進していくことが重要です。内閣府ではこれまでも、SIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)と呼ばれる災害情報流通のためのシステムを活用し、大規模災害時に現地で情報を集約し、電子上で地図化して、現地の災害対応機関等に提供するISUT(災害時情報集約支援チーム)を運用するなど、取組を進めてきたところですが、新たに以下の取組を進めていきます。

クラウドを活用した被災者支援システムの構築	被災者生活再建支援制度データベースの整備	物資調達・輸送調整等支援システムの機能強化
<p>住民情報に関するシステムと被災情報とを連携し、被災者台帳を作成するとともに、罹災証明書の電子申請やコンビニ交付等を可能とするため、自治体が共同して活用できるクラウド上でシステムを構築します。</p>	<p>災害時に各省庁や自治体が提供する多岐にわたる被災者支援制度について、被災者や被災自治体の職員がワンストップで簡単に検索可能なデータベースを構築します。</p>	<p>本年度から運用している本システムについて、自治体からの要望等を踏まえ、都道府県がそれぞれ使用している防災情報システムの入力情報を自動取得する機能の追加や在庫管理機能の改善等の更なる機能強化を図ります。</p>

被災情報収集システムの開発

現地の災害対応機関等が迅速に被災情報を収集・共有することができるよう、現場写真等の被災情報に関する情報集約・共有ツールの開発を行います。令和3年度からは、個別のシステムの開発に加え、先進技術を有する事業者等と自治体等が導入に向けた相談、調整を行う場である「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を整備し、現場レベルでのデジタル化を支援してまいりますので、積極的な参加をお願いします。

このほか、内閣府副大臣の下、IT・防災に精通した専門家と、防災対策、科学技術・イノベーション政策、IT戦略等を担当する部局が連携して、防災対策におけるデジタル化を進めるための施策を検討する「デジタル・防災技術ワーキンググループ」を開催し、技術面と制度面の両方から、デジタル化を目指すべき到達点や、防災分野のデジタル化の問題点、システムの使い勝手や機能の向上、高度化の方向性について議論を行っています。

「防災推進国民大会 2020」の開催報告 頻発化する大規模災害に備える

～『みんなで減災』助け合いをひろげんさい～

内閣府（防災担当）
普及啓発・連携担当

今回で5回目となる「防災推進国民大会 2020」は、コロナ禍の状況を踏まえ、当初、開催を予定していた広島からの発信に重きを置きつつ、令和2年10月3日（土）に、初めてオンラインで開催しました。

大会には、国、地方公共団体、研究機関、民間企業、NPO など防災に取り組む117団体が出展し、知識、経験、技術などの情報発信、情報交換などが行われました。

「防災推進国民大会（通称「ぼうさいこくたい」）」とは

平成27年3月に第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」を受け、平成27年9月、幅広い層の防災意識の向上を図ることを目的として、中央防災会議会長である内閣総理大臣の呼びかけにより、各界各層の有識者から成る「防災推進国民会議」が発足しました。

内閣府では、「防災推進国民会議」及び主に業界団体からなる「防災推進協議会」とともに、産学官、NPO・市民団体や国民の皆様が日頃から行っている防災活動を、全国的な規模で発表し、交流する日本最大級の防災イベントである「防災推進国民大会」を、平成28年から毎年開催しています。



1 オープニングセッション（開会挨拶・ハイレベル対談）

開会にあたり、小此木防災担当大臣から、近年の頻発化・激甚化する豪雨や台風の災害に対し、行政による「公助」はもとより、私たち国民一人一人が「自らの命は自らが守る」意識を持って災害に備える「自助」や、地域コミュニティ、学校、企業、ボランティアなどが助け合う「共助」を強くすることが、益々重要となっており、本大会での、防災をめぐる新たな出会いやつながりが、あわが国の防災対応力の一層強化に繋がることを期待するとの開会挨拶がありました。

その後、共催者の大塚防災推進国民会議議長（日本赤十字社社長）、開催予定地であった広島から湯崎広島県知事及び松井広島市長からの挨拶が行われました。

「ハイレベル対談」では、「水害、土砂災害からの避難を促進する取組の進化」をテーマに過去に広島で発生した土砂災害を教訓に、命を守る避難の大切さを訴えるため、不断の改善を進めてい

るわが国の避難の取組について、田中東京大学特任教授、海堀広島大学教授、鈴江日本テレビアナウンサー、コーディネーターの山崎国土館大学教授により対談が行われました。対談の中では、平成30年7月豪雨で、住民に避難情報は伝わっていたものの、実態として適切な避難行動に結び付かなかったことについて、気象情報が複雑化し、住民に伝わりにくいこと、その解決策として、地域の中で専門知識を分かりやすい言葉に翻訳し、避難行動を促す人材の育成が必要であることなどが話されました。



2 セッション

広島、東京に設置したスタジオやWEB会議システムなどにおいて23のセッションなどが催されました。

「ハイレベルセッション 災害の経験と地域防災力の強化」では、平成26年、30年と立て続けに豪雨による大きな土砂災害に見舞われた広島の経験を踏まえ、広島市長、中国地方整備局長などの行政機関、マツダ、防災の専門家、地元住民など、様々な立場から、住民の避難行動促進の課題と対策、地域の防災力を高

めるための更なる方策や組織の連携について話し合われました。その上で、最後に、地域の防災力を高めるためには平時から地域住民や地域防災関係組織の横のつながり、顔が見える関係づくりが重要と提言されました。

また、「頻発する豪雨、切迫する巨大地震にどう備えるか」をテーマに、湯崎広島県知事と鈴木三重県知事によるトップ対談が、コーディネーターに福和名古屋大学減災連携研究センター長を迎え、

防災の動き

行われました。対談では、災害への備えを重視する両県知事が、広島県は、まさ土による土砂災害リスク、三重県は、リアス式海岸による津波災害を含む南海トラフ地震等のリスクに触れつつ、それぞれ過去の災害から得た教訓、現在の防災の取組について紹介されました。

さらに、「広島市防災セミナー 語り継ぐ防災～教訓を活かす～」をテーマとしたトークセッションでは、広島での災害伝承に関する取組や、防災に関する学校教育の例を、地域の方々が紹介し、片田東京大学特任教授が災害の教訓を活かすことの重要性を語りました。また、その様子は広島ラジオ局からも生放送されました。



3 ワークショップ

WEB 会議システムを活用し、11 のワークショップが催されました。

内閣府 TEAM 防災ジャパンが主催した「いまだからこそ、オンラインでつながろう」は、全国の多様な防災の担い手の皆さんが集い、日頃からの防災・減災の取組み事例や悩み・課題を共有する、新たな「つながり」の場となりました。また、既存の組織の中での活動の限界を共有しつつ、多様な活動が緩やかに連携し、地域防災の力を膨らましていくことが大切との考えを共有しました。



4 プレゼン

オンライン上に、全国から集まった 84 の防災関係団体等の活動の紹介映像等が掲載され、そのうち、一部では、出展者と参加者によるオンライン面談も実施されました。

5 クロージング・セッション

クロージング・セッションでは、秋本防災推進国民会議副議長（公財）日本消防協会会長・（一財）日本防火・防災協会会長）による主催者挨拶、海堀広島大学教授による総評等があり、最後に、赤澤副大臣から、大会の締めくくりとして大会参加者への感謝と、来年の防災推進国民大会 2021 への期待が述べられました。



6 効果について

コロナ禍のためオンライン開催となりましたが、約1万5千人に視聴いただき、テレビや新聞報道でも多く取り上げられました。また、参加者に対するアンケートでは、95%の方が参加により防災意識が向上したと答えており、大きな効果が見られました。

主な発信地となった広島においては、平成 30 年 7 月豪雨の経験、課題、教訓などを、この大会を通して、地元の方々 が改めて考え、語り合い、全国へ発信できたことは今回の大

会の特徴でした。

大会を通じて、「公助」の取組みとともに、「できることは自分でやってみる」という「自助」、そして、「家族、地域でお互いに助け合う」という「共助」を組み合わせ、地域全体で防災意識を高め、あらゆる自然災害に備える「防災意識社会」を構築することの重要性が共有されたことは大きな成果でした。

7 次回大会について

第6回目の「防災推進国民大会 2021（仮称）」は、令和3年 11 月6日（土）、7日（日）に岩手県釜石市にて開催する予定です。今年の成果を踏まえ、「自助・共助」及び「多様な主体の連携」をより一層深められるような大会にすべく鋭意準備を進めてまいります。

なお、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、現地開催を基本としつつ、そのときの感染状況も踏まえ、オンラインの活用等、適切な方法を検討してまいります。



岩手県のPRキャラクター「うにっち」



「ぼうさいこくたい2020」の動画等は、こちらからご視聴いただけます。

<http://bosai-kokutai.com/>

津波防災の日スペシャルイベント

内閣府（防災担当）
普及啓発・連携担当

11月5日の「津波防災の日」に、内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会議の主催による「津波防災の日スペシャルイベント」が開催され、企業、行政機関、自主防災組織などからの参加がありました。

例年このイベントでは、現地会場で特別セミナーの開催や津波防災の取組の最先端を紹介する企業ブース出展を行いますが、今年はコロナ禍の状況を踏まえ、初めてオンラインシンポジウムとなりました。



1 プレイベント『レクチャー動画と紹介動画』

今回のイベントの最大の特徴はオンラインの強みを生かした、プレイベントです。事前に有識者によるレクチャー動画及び全国各地域で津波防災に取り組む地区（ウトロ地区（北海道斜里町）・土肥地区（静岡県伊豆市）・伊座利地区（徳

島県美波町）・浜町地区（高知県黒潮町）・下知地区（高知県高知市））の紹介動画を動画サイトに掲載し、広報することによって、11月5日のイベント当日に向けた機運を盛り上げました。

2 開会挨拶

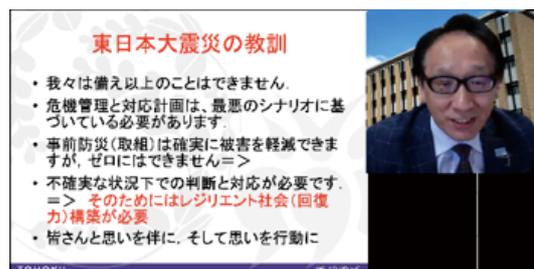
開会にあたり、小此木防災担当大臣がビデオメッセージにて開会挨拶を行いました。小此木大臣は、江戸時代の「稲むらの火」に由来する「津波防災の日」が、来年で10年を迎える東日本大震災を教訓にして定められ、これまで政府一丸となって津波に強い国づくり・まちづくりを推進してきたこと、地区防災計画を通じて津波防災に取り組む地域がさらに増えるように支援を進めていること、地区住民が平時から災害のリスクを把握し、いわゆる「正常性バイアス」

などを乗り越え、地域全体で防災に備えていくことが重要であると述べました。



3 基調講演『東日本大震災からの経験と教訓』

今村東北大学災害科学国際研究所所長による基調講演では、津波の被害は深刻だが、適切な避難をすれば人的被害をゼロに出来る災害であり、備えることで救える“いのち”、学ぶことで助かる“いのち”があったという事実を、10年目を迎える東日本大震災をはじめとした大規模津波災害の教訓から紐解き、また熱中症や新型コロナなどの新たなリスクへの備えを構築するため、レジリエンスの考えを広げることの重要性などについて語られました。



4 オンラインセッション『津波防災に取り組む地域の取組紹介&意見交換』

次に、オンラインセッションとして、紹介動画の対象である全国5地区をオンラインでつなぎ、取り組み事例の紹介とそれをふまえた意見交換が行われました。

伊座利地区からは「なにもないけど、なにかある!」と銘打ち、過疎・少子高齢化の進行により存亡の危機に陥った地区の活性化のため、全住民で構成する地域維持活動団体を結成し、地域全体を課題に多彩な活動を開始したことや、防災ありきの地域づくりではなく、防災を日常生活の延長上に考え、展開していくものであるとの知見を得て、『防災『も』地域づくり』という結論に達したこと、その中で、例えばアロハダンスを踊るイベントを開催し、その後防災訓練を行うという、まちづくりに溶け込んだ取組が紹介されました。

浜町地区では「かかりがましい」防災と銘打ち、「作って終わり」の計画書ではなく継続的な活動を行政に要望すること、自分たちができる事を区別し、自分たちの防災を模索する中で、「訓練」に勝る防災は無し」という知見に達したこと。とくに誰一人取り残さない津波防災活動を展開するため、日本一「短い」避難訓練として、高齢者などに対して、寝室や居間から「玄関先まで」避難する屋内避難訓練という黒潮町オリジナルの避難訓練が紹介され、避難所まで行く通常の避難訓練は困難な高齢者等でも、この訓練であれば取り組めること、また、玄関口までの訓練だけでも、例えば玄関の靴箱が固定されていなかったことから家具固定の必要性に気づくことができるなど、意義のある訓練であることが紹介されました。

土肥地区では「全国に先駆けた“観光防災まちづくり”」と銘打ち、土肥温泉をはじめとする観光資源を抱え、観光交流人口約100万人、宿泊客数約35万人を数える観光地であることから、観光がだめになれば地域もだめになる、との知見に立ち、観光・環境・防災のバランスがとれたまちづくりに向けて、土肥地域一丸となって取り組みを推進している様子が紹介されました。

ウトロ地区では「知床で全ての人を『逃げ切る・助けきる』そのために」と銘打ち、世界自然遺産エリアに隣接する豊かな自然に育まれた漁業・農業・そして観光が基幹産業の地域であるとともに、厳しい自然、特に冬期は陸の孤島となる地域であること、それ故に大きな災害が起こったら、自ら行動しなければならない地域であることが示され、地区防災計画作成後も不断の見直しと訓練を繰り返す様子が紹介されました。

下知地区では、「災害に『も』つよいまち下知をめざして」と銘打ち、高知市中心地で海拔ゼロメートルに近い低地であり、たびたび水害や津波に襲われ、南海トラフ地震の際

には甚大な被害が見込まれる地区でもあることから、災害に「も」強いまちづくりに取り組んでいること、特に障害者作業所利用者の避難行動を支援するためのBCP策定や、津波避難ビルのマンション防災会とそこに避難予定の町内会防災会の住民同士の事前交流を行い、いざというときの顔見知りになっておく、「おしゃべりカフェ」などの下調べベスト10の取組例などが紹介されました。

ここでもオンラインの強みが活かされ、会議場のみでなく、津波避難所などの様々な場所をつないで、これまでのシンポジウムにありがちな堅い雰囲気になることなく、現地の空気感を感じられる中で、闊達な意見が交わされました。

なお、これらの動画は津波防災特設サイトに掲載されており、誰でも閲覧することが可能です。



津波防災特設サイトの URL
<https://tsunamibousai.jp/>

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の取組

内閣官房国土強靱化推進室

1

はじめに

我が国は、これまで数多くの災害の発生により、甚大な被害を受けております。また近年、気候変動の影響により、風水害が激甚化、頻発化するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が懸念されています。こうした我が国の状況においては、災害発生の都度、長期間をかけて復旧・復興を図るという事後の対策を行うだけでなく、平時から大規模自然災害等に対する事前防災の対策を行うことが重要であり、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を国家百年の大計として行っていくことが必要です。

このため、平成 25 年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成 26 年には、国土強靱化の基本的な考え方や国土強靱化の推進方針等を定める「国土強靱化基本計画」が策定されました（国土強靱化基本計画は約5年が経過した平成 30 年に見直しを実施）。これらを踏まえ、強さとしなやかさを持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築する国土強靱化の取組を推進しているところです。

2

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

平成 30 年は、西日本豪雨、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等、多くの災害により、人命が犠牲となるとともに、浸水による空港ターミナルの閉鎖、地震によるブラックアウトの発生など、生活や経済に欠かせない重要なインフラが機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生しました。これを受け、同年「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下、「3か年緊急対策」という。）を策定し、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について3年間集中で事業を実施しているところです。

この3か年緊急対策については、最終年度となる今年度までにおおむね施策目標の達成が見込まれている状況ですが、一方で、激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策や今後一斉に老朽化するインフラの維持管理・更新を、引き続き行っていく必要があります。また、その取組をより効率的に進めるためには、近年急速に開発が進むデジタル技術の活用等が不可欠です。このような状況を踏まえ、令和2年 12 月には、これらの我が国が直面する課題に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための5

か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」という。）が閣議決定されました。

5か年加速化対策は、①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進の3分野について更なる加速化・深化を図るため、ダム の事前放流の推進や遊水地の整備などによる流域治水対策、道路橋梁や学校施設などの老朽化対策、ITを活用した道路管理の効率化、防災気象情報の高度化等の 123 の対策について中長期の目標を定め、令和3年度から令和7年度までの5年間で、追加的に必要となる事業規模をおおむね 15 兆円程度を目途として、重点的かつ集中的に取り組むこととしています。

5か年加速化対策の初年度については、いわゆる「15か月予算」の考え方により、令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算を一体的なものとして取り扱い、国土強靱化施策を計画的かつ強力に推進していくこととしています。令和2年度第3次補正予算においては、5か年加速化対策の初年度分の経費として、国費約 2.0 兆円（そのうち、

防災の動き

公共事業関係費約 1.7 兆円) の国土強靱化関係予算を計上するとともに、その他、国土強靱化基本計画に基づき、国土強靱化の取組を着実に推進するため、国費約 0.3 兆円 (そのうち、公共事業関係費約 0.1 兆円) を計上しています。また、令和 3 年度当初予算案においては、国費約 4.4 兆円の国土強靱化関係予算を計上しています。

これらの予算等により、ハード・ソフトを組み合わせた対策を総動員し、関係府省庁と連携して、防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推し進めていくこととしています。今回の5か年加速化対策の策定を機に、国土強靱化の

加速化、深化を更にもう一段進め、今後も、安全、安心かつ災害に屈しない強さとしなやかさを備えた国土づくりに取り組んでまいります。

内閣官房では以下のホームページで国土強靱化関連の情報を掲載しておりますので、是非、参照下さい。

● トップページ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyujinka/

● 5か年加速化対策

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyujinka/5kanenkasokuka/index.html

● 関係予算

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyujinka/yosan.html

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

- 対策数：123対策
- 追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目標

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 [78対策]	おおむね12. 3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策 [50対策] (2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 [28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策 [21対策]	おおむね 2. 7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進 [24対策]	おおむね 0. 2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化 [12対策] (2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高高度化 [12対策]	
合計	おおむね15兆円程度

3. 対策の期間

- 事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 対策例

1. 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策 [78対策]

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策 [50対策]

- ・流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
- ・港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
- ・医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
- ・大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省）等

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 [28対策]

- ・高規格道路のミッシングリンク解消及び 4 車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
- ・送電網の整備・強化対策、SS 等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
- ・水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省）等

2. 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策 [21対策]

- ・河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
- ・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
- ・公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省）等

3. 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進 [24対策]

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化 [12対策]

- ・連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
- ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、IT を活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省）等

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高高度化 [12対策]

- ・スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
- ・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海洋分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省）等

防災の動き

あなたのまちは安全ですか？
防災移転を促進します！

国土交通省都市局都市安全課

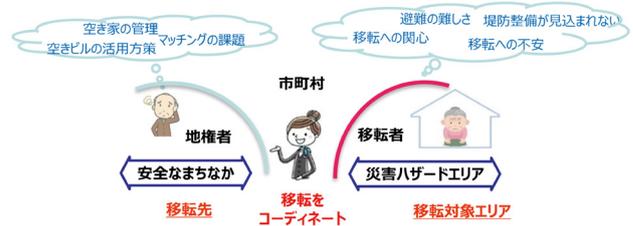
1

防災移転の現状と課題

水災害等の激甚化・頻発化が進む中、堤防整備等のハード対策はもとより、浸水ハザードマップ等により災害リスクへの備えを地域の方々に対して呼びかけるとともに、災害リスクを抱えた地域からより安全なエリアへ住居や施設を移転する「防災移転」の重要性が高まっています。

一方で、人口減少・高齢化が進む中、住宅や福祉・医療等の施設を生活拠点等に誘導・集約するという、いわゆる「コンパクトシティ」の取組を進めることも必要です。

これらを踏まえ、コンパクトシティの取組においても災害リスクの低減を図るべく、居住・都市機能が集積されるようなまちなかエリアにおける安全性を確保するとともに、災害ハザードエリアからこのような安全なまちなかエリアへの移転を進めるといふ、「コンパクトシティと連携した防災移転」を促進していくことが重要です。



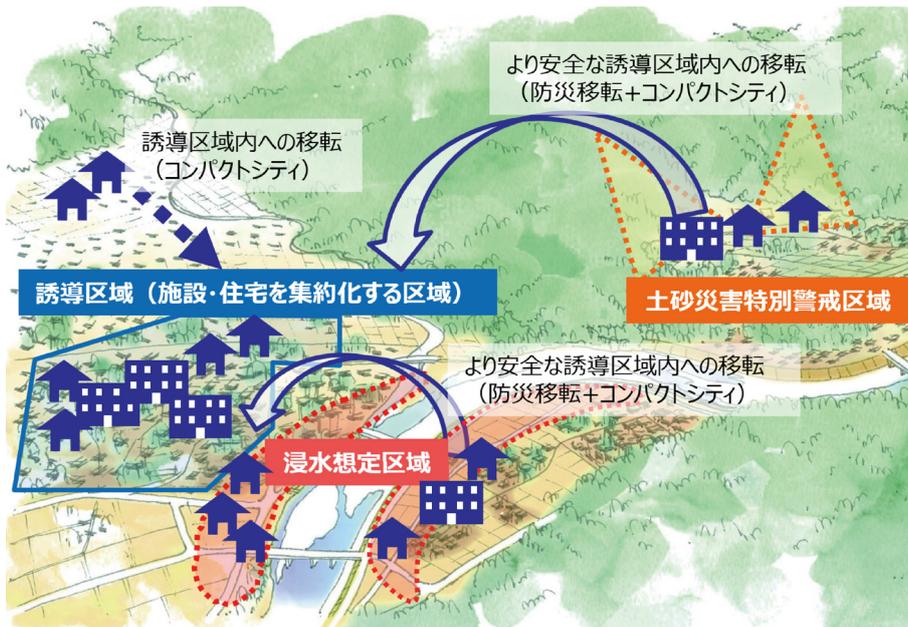
防災移転のイメージ（市町村によるコーディネート）

しかしながら、このような防災移転は自然に進むものではありません。高齢者をはじめ、迅速な避難が難しい方々については特に、被災を待たずして、危険なエリアからより安全なまちなかエリアへと事前に移転することが望まれますが、移転先確保等の課題もあり、移転への一歩が踏み出せないケースも見受けられます。

一方で、まちなかエリアについても、例えば空き地や空

き家が散在し、土地の利活用が進まないなど、まちづくりの観点での課題を抱えているケースもある中、これらの場所を移転先とすることで、空き地や空き家等の解消等のまちづくりの面への効果も期待されます。

このため、個々の移転者のニーズを踏まえつつ、同時に、まちづくりの観点から移転先候補の選定等を行い、危険なエリアからより安全なまちなかへの防災移転を支援するといった、防災移転とまちづくり全体のコーディネートを市町村が行い、コンパクトシティと連携した防災移転を後押しすることの重要性が高まっています。



防災移転の重要性（コンパクトシティとの連携イメージ）

防災の動き

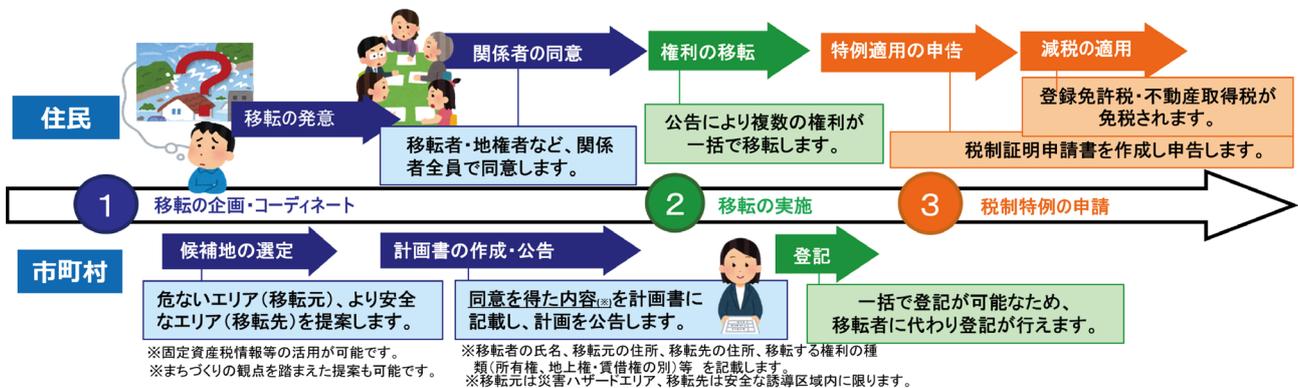
2

防災移転支援計画制度の創設

このため、国土交通省都市局では、改正都市再生特別措置法（令和2年6月公布）により「防災移転支援計画※」を創設するとともに、本制度の本格的な運用に向けて、市町村とともに安全なまちづくりに取り組んでいます。本制度は、浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域などの災害ハザードエリアから、住宅や施設のより安全なまちなかエリアへの移転を促進すべく、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を

作成・公示することにより、土地・建物の所有権等の移転を一括で行うものです。また、市町村の公示に基づき取得した土地・建物については、令和3年4月から令和5年3月末までの期間、新たに税制上の優遇（登録免許税：本則の1/2 軽減、不動産取得税：課税標準から1/5 控除）が講じられることとなり、国としても本制度の活用を後押ししています。

※防災移転支援計画：都市再生特別措置法109条の7「居住誘導区域等権利設定等促進計画」の愛称です



防災移転の流れ（税制特例の適用ケースの例）

3

より安全なまちづくりの促進に向けて

防災移転支援計画制度を活用するにあたっては、その対象区域を、コンパクトシティを推進する枠組みである「立地適正化計画」に位置付けることが必要ですが、これにより、先述の移転に関する税制優遇に加え、コンパクトシティ等に係る既存の補助

制度の活用を図ることも可能になります。このように、コンパクトシティと防災移転を両輪として推進し、より安全なまちづくりを促進したいと考えています。

※ 詳細は右のQRコードより

防災移転計画

検索



防災移転への活用が見込まれる各種支援策

■防災集団移転促進事業（住居の集団移転を支援）

災害が発生した区域又は災害が発生するおそれのある地域で住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等に対し、事業費を補助。

■都市構造再編集中支援事業（施設の移転を支援）

病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して支援を実施。

■がけ地近接等危険住宅移転事業（個別の住宅移転を支援）

災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付。

■コンパクトシティ形成支援事業

立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査等を支援。

災害時も

「困ったら 一人で悩まず 行政相談」

総務省行政評価局

総務省の行政相談は、国民の皆さまからの行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みで、年間約 16 万件の相談を受け付けています。

都道府県庁所在地など全国 50 か所に設置されている総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター）の相談窓口、総務大臣が委嘱している行政相談委員（全国で約 5,000 人、全市区町村に一人以上配置）、全国 17 都市のデパートなど

に開設している総合行政相談所など、国民の皆さまの身近なところに相談窓口を用意しています。

また、行政相談は、来訪はもとより、電話（行政苦情 110 番：0570-09 0110）、手紙、FAX 及びインターネットでも受付可能です。

総務省の行政相談は、苦情などをお聴きする範囲が国の行政全般に及んでいることから、担当の行政機関が不明でどこに相談してよいか分からない問題や、複数の行政機関にまたがるため、連絡や調整が必要な問題についても、有効に対処できます。相談を受け付けると、国の行政機

関などに対して、事実関係などの確認を行い、必要なあつせんや通知を行っています。行政機関などからの回答については、相談者にお伝えしています。

近年、我が国では、大規模な自然災害がたびたび発生しています。総務省の行政相談では、地震、豪雨、台風などの災害で被害を受けた方々を支援するため、被災地の総務省行政相談センターにおいて、以下の「特別行政相談活動」を実施しており、その実績は【表 1】のとおりです。

①「支援措置の窓口リスト」の作成・提供

被災者への支援制度や地域ごとの相談窓口をまとめたガイドブックを作成し、ウェブサイトなどで公表するほか、市区町村や行政相談委員などを通じて被災者に提供しています。

②「災害相談用フリーダイヤル」の開設

被災者からの相談を通話料無料で受け付けるフリーダイヤルを開設しています。

③「特別行政相談所」の開設

国の行政機関、政府系金融機関、都道府県、市区町村や行政相談委員などの協力を得て、ワンストップで被災者からの相談に応じる「特別行政相談所」を開設しています。

【表 1】近年の主な災害における相談対応

災害の名称	対応を行った 主な総務省行政相談センター	特別行政相談活動の実施内容	総務省行政相談センターでの相談受付件数 (R3.1.1 現在)
令和 2 年 7 月豪雨 (R2.7)	山形、長野、岐阜、島根、福岡、 佐賀、熊本、大分、鹿児島	窓口リスト、フリーダイヤル、特別行政相談所	270 件
令和元年東日本台風 (R1.10)	宮城、岩手、福島、埼玉、茨城、栃木、群馬、千葉、 東京、神奈川、山梨、新潟、長野、静岡	窓口リスト、フリーダイヤル、特別行政相談所	583 件
平成 30 年北海道胆振東部地震 (H30.9)	北海道	窓口リスト、特別行政相談所	226 件
平成 30 年 7 月豪雨 (H30.7)	岐阜・京都・兵庫・和歌山・広島・岡山・山口・ 愛媛・高知・福岡	窓口リスト、フリーダイヤル、特別行政相談所	1,140 件
大阪府北部を震源とする地震 (H30.6)	大阪	窓口リスト、特別行政相談所	125 件
平成 29 年 7 月九州北部豪雨 (H29.7)	福岡・大分	窓口リスト、特別行政相談所	332 件
平成 28 年熊本地震 (H28.4)	福岡・熊本	窓口リスト、フリーダイヤル、特別行政相談所	5,294 件
東日本大震災 (H23.3)	東北地方、関東地方等の 17 か所	窓口リスト、フリーダイヤル、特別行政相談所	32,770 件

令和2年7月豪雨災害では、これまでに270件の相談を受け付けたほか、以下の活動を展開しました。

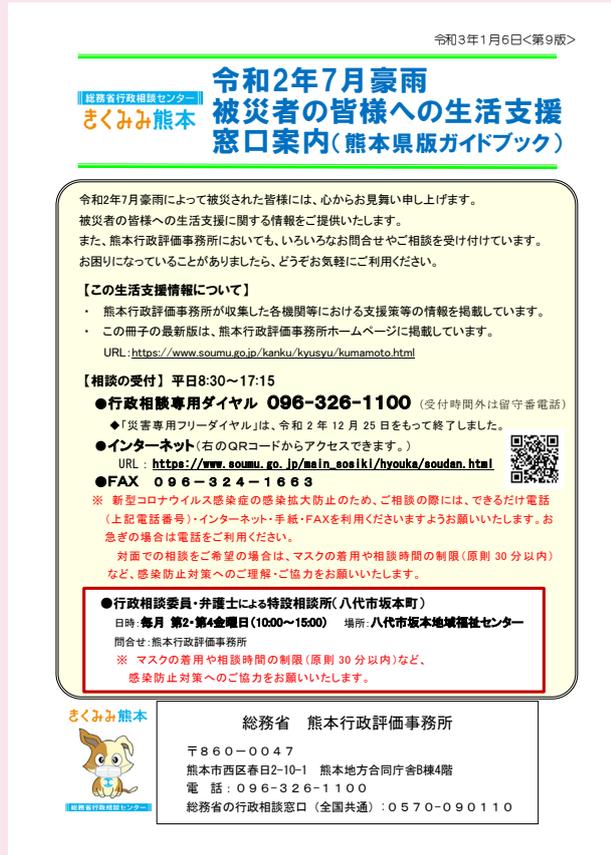
①「支援措置の窓口リスト」の作成・提供

支援措置の窓口リストを、災害救助法の適用市町村が所在する9県のうち8県(山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県)の総務省行政相談センターにおいて、作成、配布。

令和2年7月豪雨被災者の皆様への生活支援情報案内
https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000428.html



【図1】支援措置の窓口リスト(熊本県版の表紙と目次)



令和3年1月6日<第9版>

< 目 次 >

分野	項目	ページ
1 住まいや身の回りのこと	(1) 被災証明書の発行	1
	(2) 災害相談・生活支援相談	5
	(3) 災害ごみ等の相談窓口	5
	(4) 被災した住宅の応急修理、補修・再建・解体	6
	(5) 被災者のための住宅提供	9
2 お金のこと(生活資金、住宅)	(1) 被災者生活再建支援金の支給	10
	(2) 災害宅間金、災害障害見舞金	11
	(3) 災害援護資金の貸付	11
	(4) 生活福祉資金の貸付(緊急小口資金)	12
	(5) 住宅の建設、補修等の融資	12
	(6) 住宅ローンの等返済	13
3 労働・雇用に関すること	(1) 労働相談・就職相談	14
	(2) 労働者を休業させるとき(雇用調整助成金)	15
	(3) 労働保険料の納付猶予等	15
	(4) 雇用保険失業給付の特例措置	16
	(5) 賃金が支払われないとき(未払賃金立替制度)	16
	(6) 労災保険(事業主や医療機関の証明が受けられないとき)	16
4 役所の手続・公共料金	(1) 国税の特例措置(申告・納付等の期限の延長)	17
	(2) 県税の特例措置	18
	(3) 市町村税の特例措置	20
	(4) 公共料金の減免措置等	20
	(5) 年金に関すること(手帳・証書の紛失、保険料猶予)	21
	(6) 登記簿証(権利証)、登記簿別冊を紛失した場合	21
	(7) 運転免許証等の再交付(手数料の免除)、有効期限延長	22
	(8) 自動車検査証(車検証)の有効期間の延長	22
	(9) 被災自動車に係る自動車重量税の還付	23
	(10) 特定非常災害の指定により講じられる措置等	24
5 民間の手続き	(1) 損害保険	25
	(2) 生命保険に関すること	25
	(3) 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	26
	(4) 携帯電話契約の本人確認の特例	26

②「災害相談用フリーダイヤル」の開設

災害相談用フリーダイヤルを、九州管区行政評価局(※1)及び熊本行政評価事務所、令和2年7月16日から同年12月25日まで開設。

※1: 局所在地の福岡県のほか、大分県及び鹿児島県からの発信も対象。

③「特別行政相談所」の開設

特別行政相談所を、九州5県の延べ13か所(※2)で開設。【図2】

※2: 福岡県大牟田市(7/30・8/13・10/7)、佐賀県鹿島市(10/23)、熊本県八代市(10/15)、芦北町(10/30)、大分県日田市(7/22・8/5・9/2)、鹿児島県鹿屋市(8/13・8/19・10/7)、出水市(8/13)

また、現在、我が国が直面している重要課題である新型コロナウイルス感染症への対応についても、これまで関連する相談を約1万6千件受け付けてきたほか、全47都道府県の総務省行政相談センターにおいて、関係機関の支援策と地域ごとの相談窓口をまとめたガイドブックを作成し、ウェブサイトなどで公表しています。ぜひ、ご利用ください。



【図2】特別行政相談所(大分県日田市)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/covid19_uketuke.html



災害時における 通信の確保について

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
電気通信技術システム課安全・信頼性対策室

昨年の「令和2年7月豪雨」や台風第10号等では、土砂崩れ等による橋梁落下・道路崩壊や強風等により、停電、携帯電話基地局・通信ビル・電柱等の損壊・倒壊、同基地局を繋ぐ基幹的な中継伝送路や利用者宅への引込線等の通信ケーブルの断線等により、一部の被災地域において、固定電話・携帯電話・インターネット等の通信サービスに支障が生じました。本稿では、このような災害時において、利用者が通信を確保するための対応策についてご紹介します。

1 災害時における通信の確保について

携帯電話については、停電等により携帯電話基地局の機能が停止した場合、繋がらなくなります。この場合、基本的に、通信事業者においては、応急復旧対策拠点となる市区町村役場や都道府県庁等における通信の確保を優先して取り組んでいます。従って、急を要する連絡等のため携帯電話の利用が必要な場合は、道中の安全を確保しつつ、市区町村役場や都道府県庁等に向かうことで利用が可能になる場合があります。

ご家庭等で利用されている固定電話については、受話器を上げた際に「ツー」という音が聞こえず、利用できない場合は、通信ビル・電柱等の損壊・倒壊や利用者宅への引込線の

断線等が生じている可能性があります。特に、利用者宅への引込線の断線等の場合は、通信事業者において迅速に全ての罹災状況を確認することが困難な場合が多いため、利用者からの申告等を受け付けていますので、インターネットの場合は「Web113」、携帯電話や特設公衆電話等の場合は「113」にご連絡をお願いします。

また、市区町村役場や避難所等においては、NTT 東日本及び NTT 西日本により設置されている特設公衆電話を利用することができます。特設公衆電話の設置場所については、両社のホームページに公開されていますので、最寄りの役場や避難所

等に設置されているかを平時から確認することができます。

なお、災害発生直後には、一時的に電話の発信・着信が集中し、つながりにくくなる場合があります。この場合、110番や119番等の緊急通報等の重要な通信を確保するため、通信事業者による発信規制が行われる可能性があります。従って、通信事業者各社が提供している災害用伝言サービス（Web171、災害用伝言板等）を利用する等、不要不急の通話は控えていただくようご協力をお願いします。

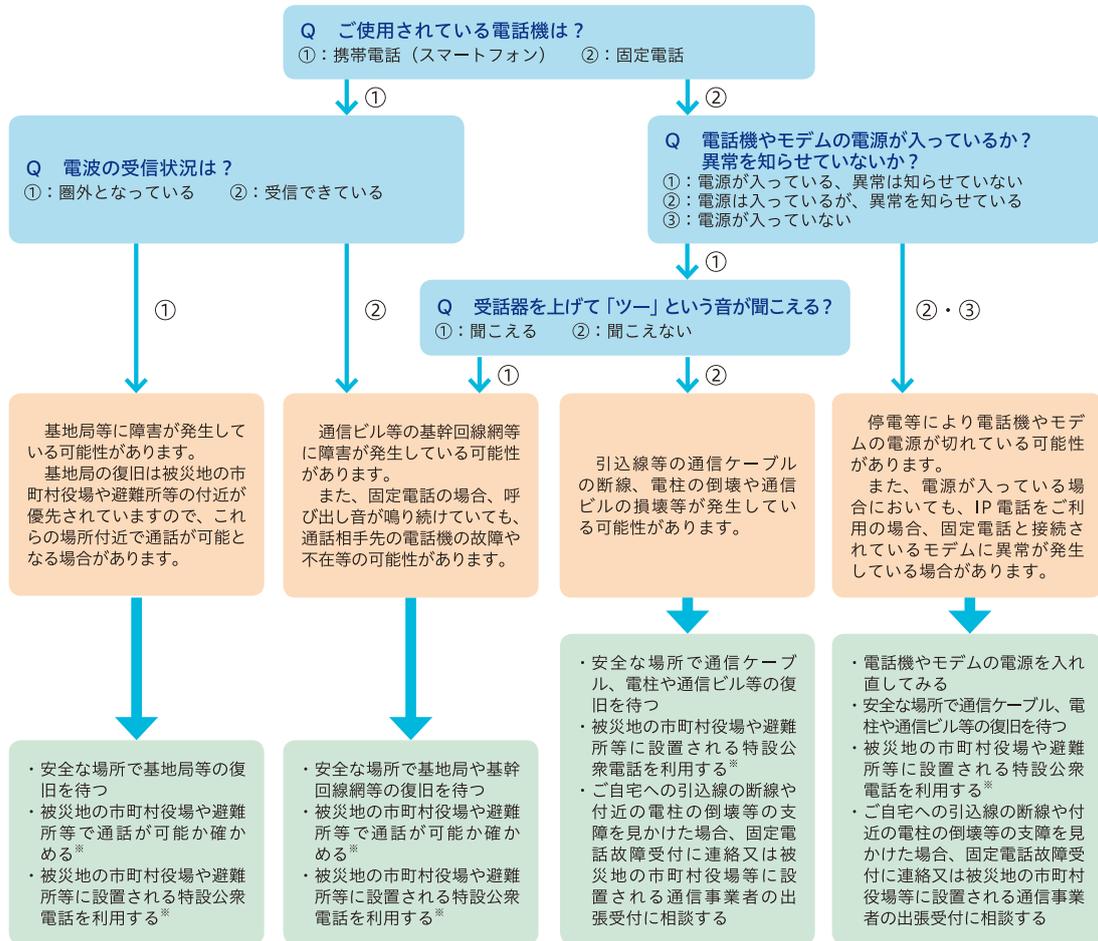
2 「災害時に役立つ!通信確保のための対応ガイド」について

以上のほか、総務省では、災害時に通信が繋がらなくなる場合に想定される故障等、通信事業者による早期復旧の取り組み、電話がつながら

なくなる場合に想定される原因とそれに対する利用者による対応策、通信事業者等が提供する被災者向けサービス等に関する参考情報をとり

まとめた「災害時に役立つ!通信確保のための対応ガイド」について、総務省ウェブサイト等により公表しています。是非一度、ご覧下さい。

災害時に電話が繋がらない場合の原因と対応



※市町村役場や避難所等に向かう際には道中の安全を十分にご確認ください。※可能な限り不要不急の電話は控え、災害用伝言サービス等をご利用ください。

(1) 災害時特設公衆電話

災害時において被災者等が無料で使用することができる電話で、市町村等の要請に基づき、通信事業者（NTT 東日本及びNTT 西日本）により市町村役場や避難所等に設置されます。



(2) 固定電話故障受付 (Web113.113)

Web113 は、NTT 東日本及び NTT 西日本が開設するインターネットから連絡可能な故障受付です。

Web113 に関する詳細はこちら

▶ <https://web113.ntt-east.co.jp/> (NTT 東日本)

▶ <https://www.ntt-west.co.jp/trouble/> (NTT 西日本)



◀ NTT 東日本



◀ NTT 西日本

113 はご利用中の通信事業者の故障受付番号です。

携帯電話等から発信する場合は以下の電話番号にご連絡ください。

事業者名	故障受付電話番号
NTT東日本	0120-444-113
NTT西日本	
KDDI	0077-777
ソフトバンク	0800-919-5000

「災害時に役立つ!通信確保のための対応ガイド」 アクセス方法

下記 URL 又は右記 QR コードから掲載ウェブページにアクセスできます。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/index.html





倉敷市真備町で

～コミュニティの再建と災害に強いまちづくりを目指す～

「川辺復興プロジェクトあるく」の活動

岡山県
備中県民局

平成30年7月豪雨災害では、中国地方など西日本を中心に記録的な豪雨に見舞われ、広い地域で甚大な被害が発生しました。この災害を受けて、岡山県倉敷市で同年10月に立ち上がった住民ボランティア団体「川辺復興プロジェクトあるく」が取り組む地域防災活動について紹介します。

「川辺復興プロジェクトあるく」について

「川辺復興プロジェクトあるく」は倉敷市真備町川辺を拠点に活動する住民主体のボランティア団体です。

川辺地区を含む倉敷市真備町は、一級河川高梁川水系の小田川やその支川の決壊によって大きく浸水し、大勢の方が犠牲となりました。その多くが高齢者や要介護・要支援者であり、避難することができずに自宅の1階部分で発見されました。中でも川辺地

区は被害が甚大で、約1,700世帯が暮らす家屋のほとんどが全壊でした。

また、地区内には避難所が開設されず、水害の後に支援をきちんと受けられる場所がないという状況でした。さらに、多くの住民が地区外の仮設住宅等での生活を余儀なくされたことなどから、地区のつながりを継続することが困難になってしまいました。

このような中、地区のみんな

が自分たちの力で復興に向けて歩いていくために立ち上がったのが「川辺復興プロジェクトあるく」であり、コミュニティの再建と災害に強いまちづくりを目指して、特に女性が中心となって活動を開始しました。



○キッズ防災教育イベント



○防災まち歩きイベント

岡山県備中県民局提案型協働事業での支援 (備中県民局所在：倉敷市)

岡山県備中県民局では住民主体で先進的に取り組む「川辺復興プロジェクトあるく」の地域防災活動を支援しています。こうした取組を継続的に実施していただくことで、備中県民局管内の

みならず、県内外に活動を発信し、各地域の防災力強化に貢献できるものと考えています。

「川辺復興プロジェクトあるく」の取組

1 “防災カフェ”の開催

防災を身近に感じ、楽しく会話やお茶会をしながら防災を自分たちのこととして考える場所“防災カフェ”を毎月開催しています。参加者同士がともに防災に関する知識を身に付け、楽しく集うことで互いに顔の見える関係づくりを行っています。

住民同士の繋がりは災害に強いまちづくりの礎となるという考えから、防災に関する課題を出し合いながら、小規模な勉強会（テーマ：車中泊の極意、避難準備品、非常食の試食とローリングストック、マイタイムラインづくり etc）など簡単にできることから実践しています。

2 イベント“川辺みらいミーティング”の開催

住民同士が自分のできることを語り合い、助け合いながら地域の再生にどう繋げていくかを話し合い、活動する場として開催しています。災害からの復興や地区防災計画策定のモデルとなることができるよう、誰もが参加しやすいイベントづくりを目指しています。

令和2年度は4回実施し、避難のタイミングについて参加者で考えたり、分散避難に関するアンケートを行った結果を報告したりしました。また、大人や子どもが実際に防災まち歩きを行うことで避難ルートについて考える企画も実施しました。

今後は、避難時に近所の方が避難したか否かがわからず心配になったり、避難のタイミングが遅れたりすることが無いよう、安否確認のための黄色いタスキを地区の全世帯に配付することとし、この黄色いタスキを使った安否確認訓練も実施する予定です。

3 “防災おやこ手帳”の作成

真備町内に住むお父さん・お母さんを対象にしたアンケートを行い、水害に遭った経験を水害に遭っていない人に伝えるとしたらどんなことを伝えたいかを調査したところ、「子ども達をきちんと守ってほしい」、「早めに避難してほしい」といった強い思いが浮かび上がりました。被災経験者の思いを形にして、まだ水害に遭っていない人たちに伝えたい一心で“マイ避難先”を考えてみよう!、“避難スイッチ”を決めておこう!といった避難のヒントなどを盛り込んだ“防災おやこ手帳”を作成しました。

代表の楨原聡美氏は自身の経験に基づいて実施してきたイベントや防災の仕組みづくりを伝えることは、「災害を自分のこと」として考えるきっかけとなり、それぞれの防災意識の向上に繋がることから、依頼が増えてきた講演活動にも意欲的に取り組んでいます。

「防災おやこ手帳」は好評を得ており、引き続き、同手帳を活用した講演会などを実施し、手帳の活用を呼びかけていくこととしています。

4 “キッズ防災教育イベント”の実施

豪雨災害の中で子どもたちが「早く逃げよう」と親や家族の避難スイッチを押したことで、早めの避難行動につながったケースが多くみられました。このように、子どもたちの学びが家族・地域の防災意識の向上に繋がると考えられることから、年に2回程度、子どもたちに対して「楽しさ」を盛り込んだイベントを実施しています。



○防災おやこ手帳（A5版）

ぼうさい冬号 [No.100]

令和3年2月22日発行 [季刊]
<http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/r02.html>



● 編集・発行

内閣府(防災担当)普及啓発・連携参事官室
〒100-8914
東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎第8号館
TEL:03-5253-2111 (大代表)
FAX:03-3581-7510
URL:<http://www.bousai.go.jp>



● 編集協力・デザイン

株式会社エーフォース
〒160-0023
東京都新宿区西新宿 7-18-13
日祥ビル 1F
TEL:03-4530-4649
FAX:03-6332-8870
URL:<https://aforce.co.jp/>

● 印刷・製本

数島印刷株式会社
printed in Japan

● 編集後記

創刊から約20年、広報「ぼうさい」は記念すべき100号を発行することができました。これまで発行を続けることができたのは、数々の苦しい被災経験にも負けることなく、立ち上がり続けてきた皆様のおかげです。今号ではそのような勝ち続けてきた皆様の足跡を、各地方自治体での防災に関する取り組みを中心に特集いたしました。読者の方々がお住まいの地方自治体での取り組みにも興味を持ち、防災意識を高めていただければ幸いです。今後も皆様に役立つ情報をお届けしたいと考えておりますので、ご意見・ご感想お待ちしております。

ご意見・ご感想を、内閣府(防災担当)広報誌「ぼうさい」担当宛で、はがき、FAXにてお寄せください。

第36回
防災ポスターコンクール
入賞作品

防災担当大臣賞 (5作品)



幼児・小学1・2年生の部
藤島 未樹子 さん
(徳島県/アトリエ遠渡(高木教室))



小学3~5年生の部
市川 千陽 さん
(神奈川県/アトリエENDO)



小学6年生・中学1年生の部
本木 和 さん
(東京都/東京大学教育学部附属中等教育学校)



中学2・3年生の部
竹内 麻乃 さん
(福岡県/福岡市立内浜中学校)



高校生・一般の部
中村 敬子 さん
(福岡県/糟屋郡)

防災推進協議会会長賞 (5作品)



幼児・小学1・2年生の部
佐藤 帆夏 さん
(神奈川県/アトリエセラセラこども絵画教室)

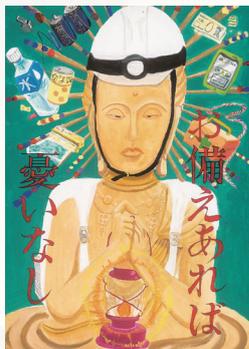


小学3~5年生の部
佐藤 理都 さん
(神奈川県/アトリエセラセラこども絵画教室)

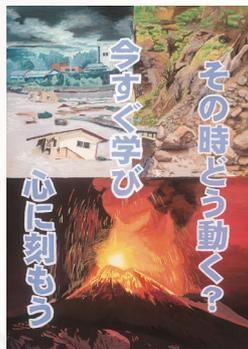


小学6年生・中学1年生の部
松尾 真愛 さん
(神奈川県/アトリエENDO)

審査員特別賞 (1作品)



山田 安里 さん
(愛知県/豊明市)



中学2・3年生の部
豊口 深太 さん
(栃木県/茂木町立茂木中学校)



高校生・一般の部
西澤 洋子 さん
(宮城県/仙台市)



受賞作品は http://www.bousai.go.jp/kyoiku/poster/36prize/36_1.html からご覧になれます。

